

議案第 34 号

大野市指定文化財保存修理等補助金交付要綱の制定について

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市に所在する指定文化財の良好な保存を図るため

大野市指定文化財保存修理等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市に所在する指定文化財の良好な保存を図るため、指定文化財の修理等に係る事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）及び大野市文化財保護条例（昭和43年条例第11号）の規定により指定を受けた文化財の所有者、管理責任者又は管理団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に必要な経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の額、補助率等)

第5条 補助金は500万円を限度とし、補助率等は次のとおりとする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 他の補助金がない場合 補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 国及び県の補助を受ける場合 補助対象経費から国及び県の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とする。
- (3) 国及び県以外の団体の補助を受ける場合 補助対象経費から補助団体の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とする。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、補助対象事業としない。

(関係図書の保存)

第6条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係

る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

事業	経費	
1 有形文化財及び有形民俗文化財保存事業	修理	ア 解体修理、半解体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理及び移築修理
		イ はく落及び腐食防除工事（美術工芸品に限る。）
		ウ 災害復旧工事
2 史跡・名勝・天然記念物保存事業	復旧	ア 史跡、名勝及び天然記念物の復旧
		イ 史跡及び名勝の給排水工事
		ウ 樹勢回復、育種、補植、剪定等
		エ 保護増殖施設の設置工事
		オ 災害復旧工事

※表中「設置」とあるのは、設置後の修理も含む。